

## 【労務管理者協議会】

### ■第128回幹事会を開催

当協議会は7月16日高知会館において、標記会議を開催した。参加者は9名。

会議では最初に事務局より令和3年度上期事業活動を報告し、続けて年度後期の事業予定を発表。県内外企業視察については新型コロナによる会員企業および視察での訪問企業先にもコロナ対策等で大きな負担となることが予想されることから実施を延期とし、10月頃のコロナ感染状況によっては会員の親睦イベント等を検討することの提案を受けた。

また、来年で設立50年となることから記念催しの準備委員会の開設すること並びに準備委員候補者9名が選出された。後日、選出された候補者に事務局よりご協力をお願いしたところすべての方から快諾を得ることができた。



### ■7月例会／働き方改革推進セミナーに参加



当協議会は7月16日、高知会館で開催された働き方改革推進支援センター受託事業主催のセミナーに7月例会として参加した。会場参加者は25名、リモート参加者1名。講師として太田・石井法律事務所 弁護士 石井妙子氏を迎え、『改正女性活躍推進法』と『一般事業主行動計画』策定について講演を聴講した。

女性活躍推進法は、令和元年5月29日に一部改正され令和4年4月1日より常時雇用する労働者（従業員）数が101人以上300人以下の事業主についても事業行動計画の策定・届出が義務化されることとなります。就業を希望しながら働いていない女性が約240万人いる、第1子出産を機に約5割の女性が離職等の現状を鑑み女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現していくためには、事業主が女性労働者に対し就業生活に関する機会の提供や家庭生活との両立に資する雇用環境の整備が必要。今回常時雇用する労働者（従業員）数を101人以上に拡大することで、女性労働者が雇用条件を確認し安心して就業に取り組みできることに繋がると考えられる。なお、常時雇用する労働者（従業員）100人以下の事業主においても努力義務ではあるが積極的な一般事業主行動計画策定等の取り組みが求められている。

また関連して、優良な一般事業主の認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）や育児介護休業法の改正①男性の育児休業取得促進②育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け③育児休業の分割取得等④育児休業の取得の状況の公表の義務付け⑤有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和⑥育児休業に関する所要の規定の整備について並びに関連した判例事案を交えて解説していただいた。

